

# 環境にやさしい まちづくりを目指して



## 不法投棄は重大な犯罪！



不法投棄ごみの回収  
昨年12月7日、川上町環境衛生協議会が主催し、同町内で不法投棄ごみの回収を行いました。回収されたごみは4tトラック一杯分以上もありました。

**不法投棄とは**  
廃棄物を定められたルールに従って適正に処理せず、処分場以外の山林や原野、空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為です。  
・人気のない山林などに廃棄物を捨てること  
・資材置き場などに廃棄物を野積みにしたまま放置すること

廃棄物（ごみ）の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れ出す恐れがあり、土壌や地下水、河川が汚染されるなどの深刻な環境問題につながる重大な犯罪行為です。絶対にはやめられません。市は関係団体と協力し、不法投棄対策を強化していますが、市民の皆さんの協力が何より大切です。地域ぐるみで立て看板の設置や地域のパトロールをするなどして、自分たちのまちをみんなで監視し、お互いに地域を守る取り組みをしましょう。

・空き地などに廃棄物を運び、穴を掘って埋めること  
**不法投棄の罰則**  
不法投棄をした者は、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

### 土地の所有者（管理者）の責任

土地の所有者（管理者）は、自分の土地に不法投棄をされた場合、捨てた者が特定できなければ、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。日頃から、草刈り等を行い清潔に保つようにし、みだりに人が立ち入れないように囲いや防犯灯を設置するなどして、土地の管理には十分に注意しましょう。

### 不審な現場を発見した場合

不法投棄の疑いのある現場を見かけたら、地域パトロール

### 震災支援情報

東日本大震災により被害を受けた皆さまへ  
所得税、個人住民税等の軽減・免除について

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の一部改正により、東日本大震災で被害を受けた方などを対象に、新たな税制上の措置が追加され、所得税や個人住民税などの軽減・免除を受けることができるようになりました。住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、確定申告などの手続きを行うことで、税金の還付を受けることができます。

また、この法律の改正とは別に、津波により甚大な被害を受けた区域や原子力災害による警戒区域・計画的避難区域のうち、市町村長が指定した区域内にある土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税についても免除・減額される措置があります（手続き不要）。

■問い合わせ 個人住民税と固定資産税は、税務課（☎②0214、②0216）、所得税は高梁税務署（☎②2546）へ。

## すこやかプラン21 推進事業

# 第2回 我が家ではつらつ チャレンジ60 研修大会



我が家ではつらつ実行委員会では、次のとおり研修大会を開催します。「笑って、動いて、感動する」研修会です。「我が家ではつらつチャレンジ60」に参加された人、参加されなかった人、どなたでも参加できます。皆さんで、健康づくりの輪をさらに広げましょう。

- 日時 2月25日(土)、午前10時～午後3時
- 場所 文化交流館（原田北町、☎②0180）
- 対象者 我が家ではつらつチャレンジ60 参加者および一般参加者
- 内容（参加費無料、申し込み必要）

- 開会行事 午前10時～
- 健康はつらつ広場
  - ・食のひろば（午前10時10分～午後0時50分）  
中学生・高校生による適正な食生活育成のための展示・販売や、「弁当の日」の写真の展示、栄養委員によるメタボリック予防食の試食など、各種の食の情報を提供します。
  - ・健康・体力チェック（午前10時10分～午後0時50分）  
体力チェック（30秒椅子立ちテスト、握力ほか）、健康チェック（骨密度、体組成、歯磨きチェックほか）等
  - ・ウォーキング大会（午前10時15分～午前11時15分）  
開会式後出発、市内を約1時間歩きます。小雨決行
  - ・運動教室体験（午前10時15分～午後0時5分）  
エアロビクス・ヨガで心と体をリフレッシュします。
- 講演会 午後1時～  
演題 「料理で脳がよみがえる」  
～"家事"を脳トレに変える最新科学ワザ～  
講師 NHKプロデューサー 市川 衛氏
- 実践報告 午後2時30分～  
「我が家ではつらつチャレンジ60」の目標達成者の皆さん
- 閉会 午後3時

昼食にどうぞ!!  
まつ姫カレーピラフ  
インディアンマト焼きそば  
の販売もあります

※内容は変更することがあります。

■問い合わせ 我が家ではつらつ実行委員会事務局（健康づくり課）☎②0267